

## 第8回藤沢市石綿関連疾患対策委員会 次第

日時 2017年5月29日(月)  
(平成29年)  
19時00分から  
場所 湘南NDビル 6階  
6-1会議室

1 藤沢市石綿関連疾患補償検討部会の検討状況等について

2 その他

藤沢市石綿関連疾患対策委員会委員名簿

NO	氏名	氏名(読み)	選出母体	職名	出欠
1	村山 武彦	むらやま たけひこ	東京工業大学(教授)	学識経験者	出
2	永倉 冬史	ながくら ふゆし	中皮腫・じん肺・アスベストセンター	学識経験者	出
3	名取 雄司	なとり ゆうじ	ひらの亀戸ひまわり診療所	医師	出
4	吉村 信行	よしむら のぶゆき	藤沢市医師会	医師	出
5	塩見 和	しおみ かず	北里大学病院呼吸器外科	医師	欠
6	清水 朋子	しみず ともこ	神奈川県臨床心理士会	臨床心理士	出
7	牛島 聡美	うしじま さとみ	東京弁護士会	弁護士	出
8	久保 博道	くぼ ひろみち	神奈川県弁護士会	弁護士	出
9	有蘭 和子	ありぞの かずこ	浜見保育園関係者	市民	欠
10	赤堀 葉子	あかぼり ようこ	浜見保育園関係者	市民	出

2017.5.29 牛島

## 第 章 補償について

当委員会の設置要綱第 5 条の審議事項の冒頭の（ 1 ）に石綿関連疾患に係る補償に関することが記載されており、その点について、検討した結果を述べる。

第 1 に、検診を受けることが必要、若しくは、望ましいとする元園児・元職員らに対して、市は検診による損失の補償をすることが望ましい。これにより、万が一の発症に早期に気付き、対処することが可能となり、市としても、損害を最小化することが可能である。

第 2 に、万一の石綿関連疾患が発症の場合の補償（賠償）について予め大筋を規定することにより、元園児ら・元職員ら・保護者らの不安を軽減し、平穏な生活の確保に努め、万が一の発症の場合に被害者に多大な負担をかけることがないようにすることが望ましい。

### 1 検診に係る補償

#### （ 1 ）検診手当

検診には、対象者の日程調整、会場までの移動時間、会場での説明を受けたり、検診の順番を待ったりするなどの時間がかかり、その時間は、本園でのアスベスト曝露がなければかからないものである。そこで、最低限、当日において 4 時間以内の所要時間である場合は金 2 , 5 0 0 円、4 時間を超える所要時間の場合は、前述に加えて更に金 2 , 5 0 0 円を支給するのが、望ましい。

#### （ 2 ）交通費

原則として自宅から会場までの公共交通機関での移動交通費を市が負担して現地にて支給することが望ましい。

自宅以外の寮などに住んでいる場合は、その旨を提出してもらうことにより、そこからの移動（そこへの移動）と判明する場合は、その移動交通費を市が負担すべきであると考えます。

アスベスト曝露によるリスク上昇が一定以上でなければ、かからない費用であるからである。

#### （ 3 ）別に受診した健康診断の読影等について

市の検診に参加できずに、他の機会に検診した場合について

特段他病の検診の必要性が無い場合で、本園でのアスベストの影響に関して検診を受けた場合は、遠隔地などの条件を満たす場合について、a、受診費用について市が負担するのが望ましい。また、b、読影のための取

り寄せ費用（複写を要する場合は複写費用を含む）が掛かるときは、それを市が負担するのが望ましい。

市の検診に参加できずに、他で受診した画像を利用する場合について他病の検査等のためにCT撮影などをした場合には、市は、a、受診費用は負担せず、b、取り寄せ費用のみ支出する。

理由；遠隔地などで市の検診に来られない場合の本人の便宜、交通費支給の費用分の軽減、及び、余分な放射線被ばくを避ける。

## 2 アスベスト関連疾患の発症に関する補償

(1) 万が一の石綿関連疾患の発症の場合の補償の取決めの必要性について  
当委員会では、検診に関する補償について当初検討してきた。それは、いったん検診を開始したものの、リスク上昇の程度と放射線影響の程度を考慮し、検診を要する元園児等の範囲を画することが急務とされていたためである。

ところで、長い目で考えると、万が一の石綿関連疾患発症時こと、補償（賠償）金額も大きくなることから、その取決めが必要であり、現に、藤沢市石綿関連疾患対策委員会設置要綱の第5条も、その第1号に、「石綿関連疾患に係る補償に関すること」を審議し、明らかにすることを当委員会に求めている。

在園証明書の発行に係る経緯と、市が補償に合意したとの保護者らの理解

浜見保育園のアスベスト問題については、発覚後、市の対応が保護者らによる信頼を損なうものであったが、平成19年12月28日に藤沢市（山本市長）が「在園に関する証明書」に「この証明書は、藤沢市立浜見保育園に次のとおり在園していた児童について、同保育園で使用されていた石綿を含む吹き付け材に因果関係のある健康被害が生じた場合には、市が責任を持って対応していくことを証明するものです。」と記載して発行されることにより、その紛争がいったんおさまったものである。すなわち、保護者らは、この証明書により、万一の発症の際に、特段過重な手続的負担なく市から補償されるとの合意ができたと理解したものであると、保護者委員から報告されている。

おりしも、在園証明書が交付された年の3月には、東京都の文京区立保育園の改修工事で、アスベスト曝露させられた元園児に対する補償規定が、2度の訴訟の末に要綱に定められたことから、保護者らもそのような情報を得て、当時の市のさまざまな対応に不信感を頂いていた保護

者らが在園証明書を求め、市がそれに応じて発行したものであり、これにより市も補償に合意したと考えたものである。

小括

以上から、万一の発病の場合の補償についての取決めを当委員会で可能な限り行う必要がある。

## (2) 補償・賠償についての考え方

浜見保育園では、1972年(昭和47年)から、アスベスト含有吹付け材が、遊戯室(後に4歳児室)に天井板を貼らずに露出しており、2007年(平成19年)3月1日まで、雨漏りする4歳児室が使われていた。

建物所有者の工作物責任が昭和63年2月以降に認められた判例

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって、他人に損害が生じたときは、所有者が損害を賠償することとされ、「通常有すべき安全性」を、昭和63年2月には欠くと評価された判例がある(文具店事件、最高裁、平成25年7月12日、差し戻し控訴審平成26年2月27日)。

現実に、昭和62年に、アスベスト学校パニックが発生し、マスコミにも大きく取り上げられた。

上記差し戻し控訴審で、環境庁・厚生省が通知を出した昭和63年2月頃に、建築物の吹付けアスベストの曝露による健康被害の危険性及びアスベストの除去等の対策の必要性が広く世間一般に認識されるようになったとした。(今後、その時期の変更がありうる。)

これによると、昭和63年2月より前の在園者と、その後の在園者とで、異なり、前者は補償、後者は賠償ということになり、後者の賠償の方が、範囲が受ける金額が大きくなるのが通例と言える。

他方で、園児らの在園時期による区別をして取り扱うのは公平に欠ける面がある。

ア 石綿関連疾患の罹患には潜伏期間があり遅発性だから、そのために被害の発生すなわち予見が遅れたに過ぎず、その点について園児には何の落度もない。(一般論)

イ 本件問題の発生後、市の園児側に対する対応はとりわけ不誠実なものであり、「瑕疵」の始期以前と以後に分断して一方に補償の責務なしとするのは社会正義にもとる。

ウ 在園証明では、市は、在園の時期で区別せず一律に対策の責任を負うとしている。

## (3) 補償項目

文京区立保育園の例で、保険診療における一部負担金、休業補償費、葬祭

費、弔慰金、遺族補償等アスベスト曝露に伴う関連費用としている（「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」10条）。

市による補償もこれと同様なものが必要である。

#### （４）損害の場合

瑕疵と言える時期（現在63年2月）以降は、損害賠償となり、それには、補償の項目に加えて、慰謝料が含まれる。休業補償費と比べて逸失利益がより高額になることもありうる。

#### （５）因果関係の立証の負担など

認定の際にどちらが証拠=資料を集めるか、の問題ですが、保護者委員から、その資料集めを園児側でやらせられるのは避けたいという要求が強い。

園児側でなければ分からない職業歴、生活歴や、医学的資料は、園児側から情報提供をしてもらわざるをえないが、園児側に過度に負担にならないようにすることを報告書に記載する必要がある。

在園証明書は、市で永年的に保管する。

##### 立証責任・割合的認定

ア その集まった資料を元にしてその範囲で検討した結果、その病気はこの保育園が原因なのか、他が原因なのか不明である場合にどちらと判断するか、その基準を定める問題がある。

##### イ 立証責任

(ア)中皮腫の場合は、アスベスト以外での発症はほぼ認められていない日本の現状からすると、専門委員会の判定に基づき、アスベスト曝露に起因しないことが明らかでない認められたときは、市が補償又は賠償をすべきである。

(イ)肺ガンその他アスベスト以外でも発症しうる病気の場合は、医学・技術の進歩が想定されるので、その段階で、専門委員会を開き、アスベスト曝露に起因すると判定した場合に、市が補償又は賠償すべきであると考えるが、その際、元園児らの救済の立場に立ち、因果性を8割程度否定できる場合でなければ否定すべきではないと考える。

##### (イ)の場合の割合的認定

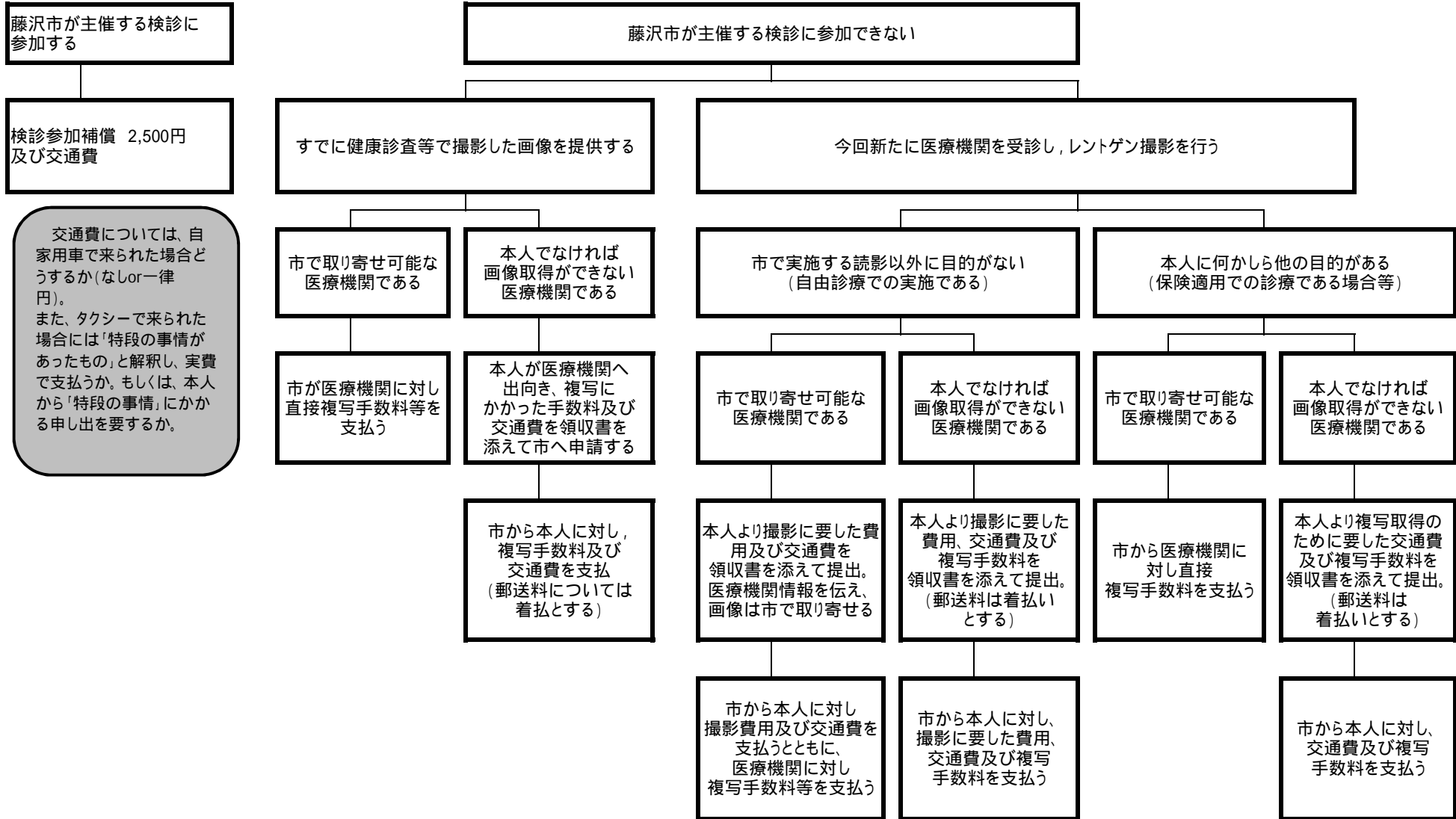
ぜんそく被害などで、割合的認定がされているが、20%程度の割合で本件アスベストと発症の因果性が推定される場合は、2割の補償又は賠償を、20-50%程度の割合で因果性が推定される場合は、50%の補償又は賠償を、50%以上の割合で因果性が推定される場合は、100%の

補償又は賠償とする。

なお、(イ)については、実際にそのような補償の事案が生じる可能性が出てきた時点で、そのための検討委員会(部会)を立ち上げて、状況に応じた、もっと具体的で詳細な基準を作ることも、医学・技術の進歩に沿うものであり、例が少なければ画一的に多数の処理の必要はなく、抽象的、概要的な基準(考え方的なもの)だけを定めてそれもとにして、ケースバイケースで処理していくこともありうるが、概ね、保護者園児らに安心される取決めを現時点ですることが当委員会として肝要であると思われる。

以 上

藤沢市立浜見保育園アスベスト問題に関する検診関連補償フローチャート(案)





18 文男保第 1449 号平成 19 年 3 月 28 日区長決定

「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」と

その基本となる考え方

平成 19 年 3 月

文 京 区

## 1 はじめに

文京区は、平成 11 年 7 月から平成 12 年 12 月までの期間に文京区立さしがや保育園において実施した改修工事の際に、園舎の天井裏等に存在した吹付けアスベストを飛散させ、隣接する保育室の園児等がアスベストにばく露するという事態が生じました。そこで、文京区は健康対策等の検討のために、「文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会」を設置しました。この委員会では、このような事態に至った原因を明らかにするとともに、今後の対策について検討がなされ、平成 15 年 12 月に「文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会報告書」が取りまとめられました。

文京区は、この報告書に基づく具体的な健康対策を検討するため、「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会」（以下、「専門委員会」といいます。）を設置しました。また、文京区では、この報告書の内容に基づき、文京区の責任で、健康対策等を実施してきました。

さらに、「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」を策定し、今後の健康対策の取り組みについて決定いたしました。

## 2 さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱の基本的な考え方

現時点（平成 19 年 3 月 28 日）では、アスベストばく露を受けた方の健康に対する影響が明らかになっておりません。こうした時期から、専門委員会を組織し、専門委員会の判断による健康対策等の対応を実施するという考え方は、これまでの公害問題ではなかったことです。

専門委員会では、これまでの公害裁判のように、関係者の方々が補償を得るまでに大きな労力や精神的負担と歳月を費やすことのない方法を追求していただいております。

このような考え方に基づき、万一、さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱第 10 条に規定する疾患が発症した場合、区は、アスベストのばく露を受けた入所児童及び文京区職員が、こうした健康に対する影響に関しての補償等を得るまでに大きな労力や精神的負担と歳月を費やすことのないよう、関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。

## 3 本書の位置づけ

「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」は、区が実施する健康対策について定めたものであり、正確性を期すために法形式に従って策定してあります。そこで、本書では、「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」に関する区の基本的な考え方を明示するとともに、各条文の解説を行うものです。

なお、本書で示している考え方や解説等は、区の公的な見解です。

## 4 逐条解説

(目的)

### 第1条

この要綱は、区が平成11年7月から平成12年12月までの期間に文京区立さしがや保育園（以下「保育園」という。）において実施した改修工事の際のアスベストのばく露（以下「アスベストばく露」という。）を受けた入所児童及び文京区職員（以下「健康対策対象者」という。）を対象に実施する健康診断その他の健康対策について必要な事項を定めることを目的とする。

### 【基本となる考え方】

- ①この条文は、さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱を制定する目的を明らかにした規定です。
- ②期間については、改修工事の際にアスベストのばく露を受けた期間を含め、一連の工事が終了した、平成12年12月としました。
- ③本条文以降で、「保育園」という場合は、「文京区立さしがや保育園」のことをいいます。
- ④本条文以降で、「アスベストばく露」という場合は、区が平成11年7月から平成12年12月までの期間に文京区立さしがや保育園で実施した改修工事の際のアスベストのばく露のことをいいます。
- ⑤本条文以降で、「健康対策対象者」という場合は、文京区立さしがや保育園で実施した改修工事の際のアスベストのばく露を受けた入所児童及び文京区職員のことをいいます。

(専門委員会)

### 第2条

区長は、健康対策を実施するに当たって必要な事項について、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱（平成16年3月31日15文福育第1599号）により設置する文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会（以下「専門委員会」という。）に諮問し、専門委員会の答申に基づいて健康対策を実施する。

### 【基本となる考え方】

- ①本条文以降で、「専門委員会」という場合は、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱（平成16年3月31日15文福育第1599号）により設置する「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会」のことをいいます。
- ②健康対策は、今後の医学の進歩により取り組む内容も変わってくると考えられます。そこで、区長は、専門委員会の答申に基づき健康対策を実施するものです。
- ③専門委員会の設置については、別途「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策

等専門委員会設置要綱」で定めています。

(健康管理台帳)

第3条

区長は、健康対策対象者及び保護者の氏名、生年月日、現住所及び住所変更の履歴、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、保育園に滞在した時間及び日数、アスベストのばく露を受けた推定量、推定リスク値並びに既往歴を記載した健康管理台帳（別記様式第1号）を整備し、健康対策対象者全員の生存期間中保存し、その後も10年間保存するものとする。

【基本となる考え方】

- ①健康対策を円滑に実施するためには、健康対策対象者の状況を把握しておかなければなりません。なお、第7条で規定する調査票の送付により健康対策対象者の調査を行うと共に、その状況の変化を把握した場合は、速やかに健康管理台帳を訂正します。
- ②健康管理台帳は、健康対策の基本的な資料となるものですから、生存中のみならず、亡くなられた後も10年間は健康管理台帳を保管するものです。

(健康管理手帳)

第4条

区長は、健康対策対象者に対して、アスベストばく露の事実、ばく露を受けた期間及び保育園に滞在した時間等について記載した健康管理手帳を作成し、交付する。

2 区長は、健康管理手帳の交付を希望しない者に係る健康管理手帳について保管し、交付の申請を受けたときは、交付する。

【基本となる考え方】

- ①健康管理手帳は、すでに作成、配付しております。今後も交付の申請があった場合は速やかに対応します。

(健康相談)

第5条

区長は、健康対策対象者のうち希望者に対して、健康リスク相談及び心理相談を実施する。

【基本となる考え方】

- ①引き続き、健康相談を実施していきます。なお、今後、実施回数などは専門委員会の判断に基づき対応します。

(情報の提供)

第6条

区長は、健康対策に関する情報を掲載したホームページを開設し、健康対策対象者に対する情報の提供に努める。

【基本となる考え方】

- ①健康対策に必要な情報を掲載したホームページを開設しており、引き続きわかりやすい情報提供を行っていきます。
- ②ホームページ以外にも、専門委員会の判断に基づき、「さしがや保育園アスベスト健康対策専門委員会ニュース」を作成し配付していきます。

(調査票の送付)

第7条

区長は、健康対策対象者に対して、毎年1回調査票を送付し、相談事項、現住所その他健康対策対象者の状況の把握に努める。

【基本となる考え方】

- ①健康対策の実施には、健康対策対象者の状況を的確に把握しておく必要があります。現在も連絡先等調査票（以下「調査票」といいます。）を送付して住所等の連絡先の確認に努めています。今後も、年1回調査票を送付し、健康対策対象者の状況の把握に努めていきます。

(健康診断)

第8条

区長は、平成31年以降、健康対策対象者を対象とした専門委員会の推奨する健康診断を実施する。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、専門委員会が必要と認めたときは、速やかに健康診断を実施する。
- 3 前2項の健康診断に係る費用は、文京区が負担する。

【基本となる考え方】

- ①専門委員会の答申のとおり、平成31年以降、健康対策対象者を対象とした専門委

員会の推奨する健康診断を実施します。

②平成 31 年までに、専門委員会が必要と認めたときは、速やかに健康診断を実施します。

③いずれの健康診断についても文京区の費用で行います。

(その他の健康対策)

第 9 条

区長は、第 3 条から前条までに規定するほか、専門委員会が必要と認めた健康対策を実施するものとする。

【基本となる考え方】

①本条文では、第 3 条から第 8 条まで定めた健康対策以外にも、今後、医学の進展などにより、アスベストばく露に関連する健康対策が必要と専門委員会が認めたものについて、区長が実施することを定めています。

(費用負担)

第 10 条

区長は、健康対策対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、健康対策対象者又はその家族に対し、保険診療における一部負担金、休業補償費、葬祭費、弔慰金、遺族補償等アスベストばく露に伴う関連費用を負担する。

- (1) 健康対策対象者に胸膜、腹膜及び心膜等の悪性中皮腫が発症し、又はその疾患により死亡した場合において、専門委員会の判定に基づき、アスベストばく露に起因しないことが明らかでないとき。
- (2) 健康対策対象者に、肺がん、良性石綿胸膜炎又はアスベストに起因して発症する可能性があるとして学会等で認められた疾患が発症し、又はその疾患により死亡した場合において、専門委員会の判定に基づき、アスベストばく露に起因すると認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、アスベストばく露を受けた文京区職員に係る関連費用の負担は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定による補償又は労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による保険給付のうち関連費用の負担に相当するものを受けることができるときは、行わない。

【基本となる考え方】

①悪性中皮腫の発症とアスベストばく露は相当程度関連性が高いことから、専門委員会の判定に基づき、文京区立さしがや保育園において実施した改修工事の際のアスベストのばく露に起因しないことが明らかでないとき認められたときは区長が関連

費用を負担することとしました。

- ②肺がん、良性石綿胸膜炎だけでなく、「アスベストに起因して発症する可能性がある」と学会等で認められた疾患」についても、専門委員会の判定に基づき、文京区立さしがや保育園において実施した改修工事の際のアスベストのばく露に起因すると認められたときに、区長が関連費用を負担することとしました。
- ③「悪性中皮腫が発症し、又はその疾患により死亡した場合」及び「肺がん、良性石綿胸膜炎又はアスベストに起因して発症する可能性がある」と学会等で認められた疾患が発症し、又はその疾患により死亡した場合は、専門委員会の判定に基づき区長がアスベストばく露に伴う関連費用を負担することを定めています。
- ④本要綱は、裁判によらないで解決できる方法を想定しています。そこで、「疑わしい場合」「発症が懸念される場合」は、診断書などを添えて事務局に申し出ていただくこととなります。事務局では早急に専門委員会を開催し専門委員会に判定をしていただきます。区は、その判定に基づいて関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。  
また、たとえば、万一「肺がん」が発症した場合も、本要綱第10条に規定する「疾患」ですから、診断書などを添えて事務局に申し出ていただくこととなります。事務局では早急に専門委員会を開催し専門委員会に判定をしていただきます。区は、その判定に基づいて関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。
- ⑤関連費用の目安は時代によって変わります。そこで、「2 さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱の基本的な考え方」で述べたとおり、関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って、個別に相談しながら対応することとなります。そのため、本要綱では、関連費用の目安を示さないこととしました。
- ⑥文京区職員については、地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法を優先的に適用することとなります。これらの適用がない場合に、本要綱を適用することとなります。

(判定基準)

第11条

専門委員会は、前条各号の規定による判定を行うための基準を定めるものとする。

2 専門委員会は、医学的知見を反映させるため、必要に応じて前項の基準の改定を行うものとする。

【基本となる考え方】

- ①第10条に規定した疾患が発症した場合は、最新の情報をもとに専門委員会で判定していただくこととなります。
- ②専門委員会では、判定を行うための基準を定めます。
- ③判定基準は時代によって変わるものですから、必要に応じて判定の基準を見直し、時代に適した判定基準を策定していただきます。

(建築物のアスベスト対策)

第12条

区長は、次に掲げる建築物に係るアスベスト対策を行わなければならない。

- (1) 区が所有する建築物（以下「区有建築物」という。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの
  - ア 文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会最終報告書（平成15年12月）に記載された建築アスベスト対策
  - イ 「区有施設の改築・改修時における石綿処理について」（平成11年8月）の方針に基づいて、改築時又は改修時に行う石綿吹付け材（石綿を含有するものを含む。）及び石綿含有建材の除去工事
  - ウ 文京区のホームページにおける吹付けアスベスト（石綿）対策工事状況リストの公開
- (2) 建築物（区有建築物を除く。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの
  - ア 区の区域内の建築物について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく確認申請があったとき又は同法第6条の2に基づく指定確認検査機関に対する確認申請があったときに行うアスベストを飛散させないための対策についての指導
  - イ 建築基準法第12条第1項に基づく定期調査報告に当たっての、建築物所有者等への、吹き付け石綿等のある建築物の実態を適切に把握させるための周知と指導
  - ウ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項及び第2項に基づく特定粉じん排出等作業実施の届出があったときに行う確認及び指導
  - エ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第124条第1項に基づく石綿含有建築物解体等工事施工計画等の届出があったときに行う確認及び指導
  - オ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条の規定による解体の事前届出があったときに行う確認及び指導
  - カ 文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱（平成17年11月1日施行）に基づく報告があったときに行う確認及び指導
  - キ 区報、ホームページ等でのウ、エ及びカに関する届出及び作業遵守事項についての周知

【基本となる考え方】

- ①法令による届出があったときは、アスベスト飛散防止対策等について審査し、必要に応じて改善指導を行っています。さらに、工事期間中には、法令に規定する作業基準等に従ってアスベストの除去作業を実施するよう現場指導を行っています。  
また、届出対象外のアスベスト成形板の除去については、アスベストを飛散させないよう手作業で成形板を除去する方法や作業中常に散水し成形板を十分湿潤状態にして解体するよう指導しています。
- ②届出等に必要な情報（改正等があれば随時変更）は区報、ホームページ等で周知に努めております。



③ (2) アについて

建築物の新築・増築時には、それに伴って既存建築物の解体・改修が行われる場合があるため、確認申請時には、申請者に対して適切にアスベストの飛散防止処置を行うよう指導しています。また、指定確認検査機関に対しても、同様の指導を行うよう依頼しています。

\*建築基準法の改正（平成18年10月1日施行）により、一定規模以上の増改築時には既存アスベストの除去が義務付けられました。この場合も同様に適切な処置を指導します。

(2) オについて

一定規模の解体工事を行う場合には、法律により届出（解体部分のアスベストの有無も含む）が義務付けられています。アスベストがある場合には、適切な処理を行うよう指導しています。

(2) キについて

これらの届出については、区報、ホームページなどで周知を行っています。

④今後も、アスベスト対策の徹底に努めていきます。

（改正手続）

第13条

区長は、この要綱の改正を行うときは、事案の決定を行う前に、専門委員会に諮問し、その答申に基づいて改正を行うものとする。ただし、法改正に伴う引用条文の変更若しくは用語の変更又は組織改正に伴う組織名称の変更に係る改正については、この限りでない。

【基本となる考え方】

- ①「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」とあわせて、健康対策対象者が希望する場合は、区長と健康対策対象者（アスベストばく露を受けた入所児童については、その法定代理人保護者）との間で署名・捺印による協定を結びます。協定は、双方の責任により守られるものであり、一方的に改正や廃止をすることはできません。協定で定める健康対策の内容と要綱で定める健康対策の内容は同一のものでありますから、結果として、区長は要綱を一方的に改正や廃止をすることはできなくなります。
- ②何らかの理由で、要綱を改正する必要性が生じた場合は、区長は、専門委員会に諮問し、その答申に基づき改正を行います。
- ③法律の名称や事務局組織が変わった場合などは、要綱に規定している法律名や組織名を改正する必要があります。そこで、「法改正に伴う引用条文と用語の変更」、「組織改正に伴う組織名称の変更」のみ、事務的に改正することができるようになりました。

目 次（リスク部会関係分）[仮]

第 リスク評価にあたってのアスベストの飛散とばく露にかかわる事実関係

[久保担当・平29.5.29版]

1 アスベストの飛散が生じた事態(若しくはその可能性のある事態)の特定

(1) 飛散の事態の特定

(2) 特定にあたっての補足説明

(3) 今後新たな事実が判明した場合について

2 事実を裏付ける資料等

3 前提となる諸事実

(1) 浜見保育園の概要

(2) (旧)遊戯室の概要

(3) 天井の状況

(4) 吹付け材の特定

(5) 吹付け施工の状況

4 保育園児及び園職員の園舎内の滞在時間

(1) 園舎内における園児の滞在時間について

(ア) 1日の滞在時間

(イ) 年間の滞在日数

(2) (旧)遊戯室の園児の1日の滞在時間

(ア) 昭和59年までの遊戯室としての使用

(イ) 昭和60年度以降の保育室としての使用

(3) 園職員の滞在時間について

(ア) 園職員の勤務時間と園舎内の滞在時間

- (イ) (旧)遊戯室の滞在時間
- (4) 園舎内の清掃について(参考事項)
- 5 飛散が生じた事態ごとの事実関係
  - A 昭和47年から同59年までの間の自然劣化等による飛散
    - (1) 経年劣化による飛散
    - (2) 人為的な接触による飛散
    - (3) 園児等の滞在状況
  - B 昭和59年改修工事による飛散
    - (1) 工事の概要
    - (2) 天井板新設の工事内容
    - (3) 天井板新設工事による吹付け材の剥離・飛散
    - (4) 吹付け材の剥離・飛散の時間
    - (5) 工事中の園児及び園職員の行動
    - (6) 吹付け材の流出・拡散にかかわる事実
  - C 昭和60年から平成17年まで天井板の隙間を介しての自然的な飛散
  - D 平成11年から同17年度までの(旧)遊戯室内の断続的な雨漏りによる飛散
    - (1) 関係する資料等について
    - (2) 判明している雨漏りの状況
    - (3) 園児等の滞在状況
  - E 平成16年天井裏点検のため天井板を外した際の飛散
    - (1) 取外し行為の態様
    - (2) 行為の時期、時間、場所などについて
    - (3) 天井板裏に落下・滞留していた吹付け材の量
    - (4) 取外し行為の際の園児等の在園状況
  - F 平成17年天井裏点検のため天井板を外した際の飛散
    - (1) 取外し行為の態様

(2) 行為の時期、時間、場所などについて

(3) 滞留吹付け材の量

(4) 園児等の滞在状況等

G 平成17年8月17日の天井板取外し行為の際の飛散

(1) 取外し行為の態様

(2) 行為の時間、園児等の滞在状況等

H 平成17年8月19日の天井板取外し行為の際の飛散

(1) 取外し行為の態様

(2) 作業の時間、園児等の滞在状況等

I 平成17年11月21日ミヤマ建設(株)の試料採取に伴う飛散

(1) 作業の態様

(2) 作業の時間、園児等の滞在状況等

J 飛散の事態の発生による吹付け材の経口ばく露(消化器官での吸収)

第 飛散・ばく露量と健康リスクの評価 [村山・名取担当]

第 リスク評価と検診との関係 [同上]

## 第 リスク評価にあたってのアスベストの飛散とばく露にかかわる事実関係

### 1 アスベストの飛散が生じた事態(若しくはその可能性のある事態)の特定

#### (1) 飛散の事態の特定

浜見保育園におけるアスベストの飛散による園児及び園職員のばく露量の評価にあたって、その健康影響の可能性のある飛散事故若しくは飛散が生じた事態あるいは状況を選び出し、その内容を特定する必要がある。

本件で浜見保育園においてアスベスト飛散の発生源となったものは、遊戯室(後の5歳児室、4歳児室。以下、(旧)遊戯室とする)の天井にあたるコンクリートスラブに吹付け施工されたアスベスト(クリソタイル)を含有する吹付けロックウールである。

この吹付けロックウールは、昭和47年の園舎の新築時に吹付け施工され、平成19年8月の除去工事によってすべて取り除かれた。当委員会は検討の結果、この約35年の期間において、この吹付け材について生じた評価の対象とすべき飛散事故ないしは飛散の可能性のあった状況として、次の10件を特定した。

なお、以下の記述においてこの特定した項目を「飛散が生じた事態」あるいは「飛散(の)事態」などと明記することとした。ややなじみのない用語例であるが、それぞれ飛散が生じた契機は様々であり、それらに共通してあてはめることができるより適切な用語が見当たらないため、この語を用いることとする。

- A 昭和47年以降同59年までの吹付け材の劣化・接触等による飛散
- B 昭和59年改修工事による飛散
- C 昭和60年から平成17年まで劣化等した吹付け材の天井板の隙間等を介しての自然的な飛散

- D Cに加えて、平成11年から同17年までの断続的な雨漏りに伴う飛散
- E C及びDの飛散に加えて、平成16年天井裏点検のために天井板を外した際の飛散
- F C及びDの飛散に加えて、平成17年天井裏点検のために天井板を外した際の飛散
- G C及びDの飛散に加えて、平成17年8月17日の天井板取外し行為の際の飛散
- H C及びD(場合によってはさらに2日前のG)の飛散に加えて、平成17年8月19日の天井板取外し行為の際の飛散
- I C及びDの飛散に加えて、平成17年11月21日のミヤマ建設(株)の試料採取に伴う飛散
- J A～Iにより飛散した吹付け材の経口による消化器官の吸収

(2) 特定にあたっての補足説明

- (ア) 上記の各飛散事態の特定は、これまで明らかになっている(旧)遊戯室の天井に係る事実の経過の中から、これまで国内外において報告されているアスベストの健康影響が現実には生じた若しくは生ずる可能性があるとしてされた飛散の報告事例に照らして、リスク評価の対象とすべき飛散事態を選び出し、これを行った。

また、この特定にあたっては、本件の問題が明らかになって以来、とくに園児保護者の方々が、健康に悪影響を与える心配・懸念があるとして指摘してきた事実もその可能性がある飛散事態として検討の対象とした。

以下、各飛散事態の特定について若干の補足説明をする。

- (イ) Bの昭和59年の改修工事による飛散について、この飛散の事実は明らかであるが、一方で、この時期以外にコンクリートスラブ裏側の吹付け材に触れるような作業又は工事が行われた可能性も、まったく否定することはできない。とくにこの間スラブに直接取り付けられた照明器具又

は火災報知器などについてこれを修理・更新する作業若しくは工事などが行われた可能性が考えられる。

しかし、そのような事実をうかがわせる記録や資料はまったく残っておらず、当委員会としては、このような飛散事態が仮に存在してもその詳細が不明であり、評価が困難である事情も考慮して対象から除外した。

(ウ) 雨漏りの伴う飛散についても、園舎が海岸に近く躯体に腐食が生じやすい位置にあり、すでに建築後20年以上経過しているから、Cの飛散事態の平成11年より前にそれが生じていた可能性をまったく否定することはできない。

しかし、この時期以前の雨漏りの発生を示す資料等は存在せず、これも平成11年より前の雨漏りによる飛散事態は考慮に入れないこととした。

(エ) 保育園職員等によって天井板を取り外した行為を伴う作業が行われたのは、少なくともEからHの計4回あったことがほぼ明らかになっている。そして、他に、Iのとおり、ミヤマ建設(株)の担当者によって飛散防止の養生が行われぬまま試料採取のために天井板が外されている。

さらに、以下のとおり、上記の以外にも取外し行為が行われた可能性を否定することはできない。すなわち、まず雨漏りが以前からあったとすれば、平成16年より前に同じく天井裏を見ようとして天井板が外される行為が行われた可能性がある。

また、後に該当箇所の説明するように、Eの平成16年の点検時と平成19年3月にニチアス(株)による試料採取時に撮影された写真における天井裏の落下吹付け材の状況が異なることから、この間に、さらに天井板が取り外される行為その他何らかの飛散を伴う行為が行われたとの疑念も生じ得る。

しかし、この点についてもそれ以上の資料等は見当たらず、本報告書では考えられる事実関係の説明、紹介にとどめることとし、E～Iの飛

散事態のみを評価の対象とすることとした。

(3) 今後新たな事実が判明した場合について

以上のとおり、飛散事態の特定にあたっては明確ではない事情があり、また、後に検討するようにそれぞれの飛散事態の具体的な状況についても資料や情報が少なく不明な事実が多かった。

当委員会としては、限られた資料等の下で経験法則に従って可能な限り飛散の状況が過少とならないように、それが推認できる事情を見落さないように努めた。

従って、今後、新たな資料等が得られ、新しい事実が判明した場合には、それらも加えてその時点で再度事実経過にかかる検討を行うことが必要である。

2 事実を裏付ける資料等

本件の事実関係を確定するにあたって参照した資料等は次のとおりであり、その内訳は、文書による資料・記録、写真、関係者からの事情聴取、その他収集した情報等であった。

以下、この項の本文中関係箇所において、資料等 、 、 …と引用する。

昭和46年 浜見保育園新築工事設計図面(藤沢市公共建築課)

昭和59年 浜見保育園改修工事設計図面(藤沢市公共建築課)

平成19年 浜見保育園内部改修及びアスベスト除去工事設計図面(藤沢市公共建築課)

平成19年8月4日 シミュレーション実験による気中石綿濃度調査が行われた際に撮影された写真(中皮腫・じん肺・アスベストセンター)

平成19年3月10日 石綿調査の際に撮影された写真(ニチアス株 - 同調査の報告書中の工事写真と同一のもの)

保育園職員、保護者から提供された写真 合計13枚



平成16年度4月分、10月分の園日誌(浜見保育園)

平成19年2月実施の保育園職員又は元職員に対する調査(回答)票

平成19年10月付アスベストばく露シミュレーション報告書に記載されている同年7月6日に行った保育園関係者からのヒアリング結果(中皮腫・じん肺・アスベストセンター)

平成28年2月17日実施の当委員会リスク推定部会における当時の保育園職員からの事情聴取

平成15年度2階トイレ・階段・更衣室天井雨漏り修繕工事写真帳(有)神名商会)

平成18年3月30日外壁及び防水等改修工事工事目的物引渡書(株)神南工務店)

平成19年11月6日開催のアスベスト対策報告会会議記録(藤沢市児童福祉課)

平成17年11月21日に吹付け材分析測定のため採取の状況を撮影した写真(ミヤマ建設(株))

平成19年2月作成の保護者有志によるお知らせ文書

「昭和59年度工事検査講評」と題する文書中の浜見保育園改修工事に関する記録(藤沢市財務部検査課)

### 3 前提となる諸事実

#### (1) 浜見保育園の概要

浜見保育園は、昭和47年4月、乳児30名、幼児90名の計120名の定員で開園した。

同園は、相模灘の海岸線から約400mの位置にあり藤沢市鵠沼海岸4丁目17番6号に所在する。建物(園舎)は、鉄筋コンクリート造2階建、総床面積519㎡(1階282㎡、2階237㎡)であって、開園に先立って竣工している。な

お、昭和59年の改修工事により、総床面積は629㎡(1階392㎡、2階237㎡)となっている。

以上の園舎の構造、規模は資料等、同による。

園舎の当初の構造は、資料等によれば、1階に玄関ホール、事務室、厨房、乳児室、第1保育室、第2保育室、2階に第3保育室、第4保育室、遊戯室、配膳室、便所、更衣室など約12室が設けられていた。この各部屋の構成も同様に昭和59年の改修工事により若干の変更がある。

この昭和59年までと同年以降の園舎の主な配置(間取り)は、別紙図面1及び2のとおりである。

## (2) (旧)遊戯室の概要

天井にアスベストを含んだ吹付け材が吹付け施工されていた部屋は、園舎の2階東端に位置し、南北約9.75m、東西約7.0m、広さ68.3㎡の長方形の形状をした部屋である。昭和59年の改修工事までは遊戯室とされ、全園児が集合したり出入りする居室であった。同年以降は5歳児保育室、後に4歳児保育室として使用され、主として5歳児若しくは4歳児が保育されてきた。

(旧)遊戯室の開口部は、東側面に高さ90cm、幅540cmの6枚のガラス窓で構成される腰窓、南側面に全体が2,450cm×540cmの大きさに6枚の掃出し窓(テラス戸)と、それぞれ上部に6枚の高窓があり、それぞれ開閉可能となっている。床面はフローリング張りである。

また、西側面には各2面のドア(引き違い戸)が2箇所があり、廊下及び隣接する小部屋(保健室又は配膳室、後に倉庫)に通じている。

## (3) 天井の状況

(旧)遊戯室の天井は、昭和59年まで建物躯体のコンクリートが剥き出しのまま、その表面に吹付けロックウールが吹付けられ、それが仕上げとなっている状態にあった。

天井高は310cm前後で、平坦ではなく若干の傾斜がある。南北及び東西に

一本ずつ躯体の梁が交差して伸びており、その表面にも吹付けがなされていた。

昭和59年の改築工事により、上記の躯体の天井(コンクリートスラブ)下に、床面からの高さ250cmの位置に石膏ボードが張られ、これが新しい天井となっている。

この石膏ボードは、資料等 によれば厚さ9mmであり、資料等 のシミュレーション調査時に撮影された写真等によると、この工事では1枚が縦横910mmの天井用化粧石膏ボードが使用されたと推定される。

#### (4) 吹付け材の特定

資料等 には、(旧)遊戯室天井面の仕上げ方法として「トムレックス吹付け」と記載されている。他方資料等 によると、この吹付け材の成分はロックウール(岩綿)主体でクリソタイルを含み、その含有率は9.7%と判定されている。

トムレックスは、ニチアス株が昭和46年まで製造販売していた石綿吹付け材(アスベスト含有率60~70%)の製品名であるが、昭和47年当時建築業界において吹付け材一般のいわば代名詞としてこの名称が使用されていたこともあったので、本件の記載もその「代名詞」を使用したものと推測され、本件の吹付け材はトムレックスではなく、他製品であるアスベスト含有率9.7%前後の吹付けロックウールであると認められる。

#### (5) 吹付け施工の状況

この吹付けロックウールは、遊戯室の性格から室内で発生する音声等の吸収を目的として施工されたものと推定され、梁の部分を含め天井面全体に吹き付けられ、コテ押えによって仕上げられている。資料等 のシミュレーション調査時の写真によれば厚さは20mm 前後と推定される。

## 4 保育園児及び園職員の園舎内の滞在時間

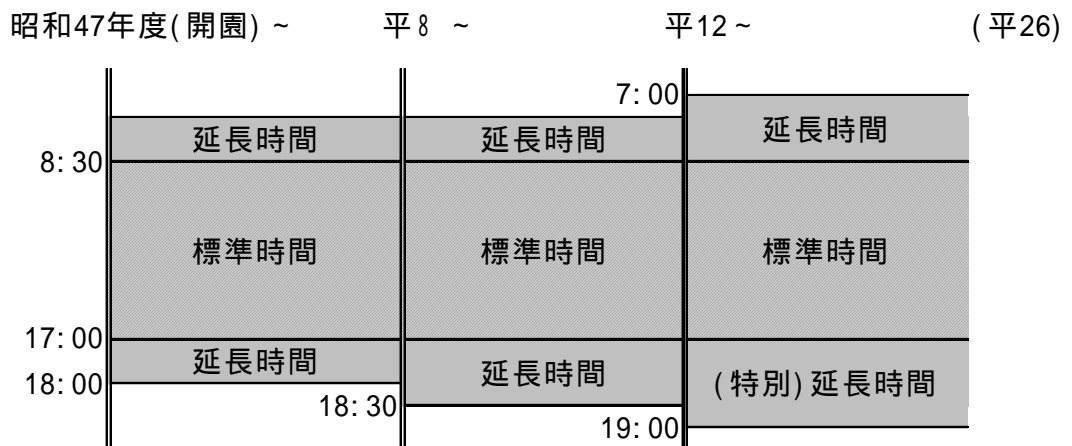
(1) 園舎内における園児の滞在時間について

(ア) 1日の滞在時間

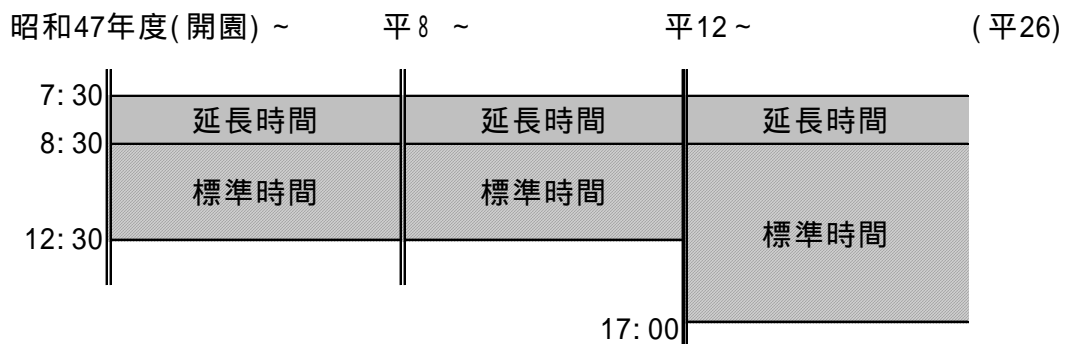
(a) 浜見保育園の保育時間は過去の時期によって異なる。但し、各時期とも、1日のうち全園児を保育する時間が定められ(これを標準保育時間とする)、その前後の時間に延長保育若しくは特別延長保育として、朝の園児の迎え入れが可能な時間帯と、夕方退園するまで保育を受けることが可能な時間帯が設けられていた。

この各時間帯を図示すると、以下のとおりである。

[平日]



[土曜日]



これによると、標準時間帯は概して園児全員が保育を受けて園舎内に滞在していたことになり、延長時間帯の部分は、各園児によって延長

保育の利用の有無を含め保育(滞在)時間が異なることになる。

- (b) これらの保育時間中、平日の標準時間帯では園児は、クラスごとに各保育室で保育され、延長時間帯及び土曜日の全時間の場合には、合同保育として1つ又は複数の保育室その他の部屋を使用して一緒に保育された。

以上のうち、平日の午前と午後の「遊び」の時間帯には通常、戸外(園舎外)に出て保育することが予定されている。市児童福祉課の情報提供によれば、天気の良い日においてその時間は午前中及び午後にそれぞれ1時間から1時間30分前後であったとのことで、年齢の低い園児はその時間は短いということであった。

この戸外で過ごす時間の有無、長さは、天候やその他の保育上の都合に左右され一定とはいえない。保育時間中、終日園舎内に在室する日もあったものと考えられる。

- (c) 以上の事情を総合すると、園児の園舎内の1日の滞在時間は、次のとおり想定することができる。

		昭和47年度 ～平成7年度	平成8年度 ～同11年度	平成12年度 ～
平日	最少の園児	8.5時間	8.5時間	8.5時間
	最大の園児	10.5時間	11時間	12時間
土曜日	最少の園児	4時間	4時間	8.5時間
	最大の園児	5時間	5時間	9.5時間

[戸外遊び時間の除外]

平日の各滞在時間については、園舎外遊び時間を考慮して、上記各時間から、日によって0時間(雨天日等)から最大3時間が除外される。

- (イ) 年間の滞在日数

上記の1日の滞在時間を前提にして、1年間の園児の滞在日数は、年間365日から、全園児について次のような休園日数が除かれる。

日曜日

年末年始休園（12月29日～1月3日）

その間の日曜日及び1月1日を除いて、合計5日前後

祝日(休日)

過去の時期によって変動しており、以下のとおりである。

- ・昭和47年～同63年 12日
- ・平成元年～同7年 13日
- ・平成8年～ 14日

なお、昭和48年から日曜日との振替休日を実施されている。

さらに園児によって、病気又は親の都合等による欠席があり、そのような日の日数が除外される。

(2) (旧)遊戯室の園児の1日の滞在時間

(ア) 昭和59年までの遊戯室としての使用

(a) 園児は、各年齢児ごとに1クラスとして、保育室又は乳児室が一部屋ずつ設けられ保育されていた。そして、(旧)遊戯室は、これらの保育室及び乳児室とは別に、開園時から昭和59年の改修工事の時点まで設けられていた。

(b) (旧)遊戯室は、一般に、園の各行事に向けての遊戯等の練習に使われ、また、毎日の園児の「遊び」のための予備室として使用されていた。

さらに、上記のとおり、園では朝の全体の保育が開始されるまでの間、又、保育が終了した後に保護者が迎えに来るまでの間、それぞれ「(特別)延長保育」として園児を預かるが、その際の合同保育のために、乳児以外の園児を(旧)遊戯室に集め、その間同室において一緒に保育するために使用されていたこともあったとされる。

以上により、この間(旧)遊戯室には乳児を除いてほとんどの園児がいれば入れ替わり立ち替わり入室していたことが推測され、市児童福祉課の情報提供によれば、結局、おおむね平均して1人毎日1時間から

2時間程度はこの同室に在室したといえるのではないかとのことであった。

また、乳児(0歳児、1歳児)も、より少ない時間ではあるが様々な理由でこの部屋が使用され、在室することがあった可能性がある。

(c) これとは別に全園児(但し、多くの場合乳児は除く)がこの部屋に集まって園の行事が催されている。その頻度は、毎年行事表(平成19年4月以降のもの)を参照するなどすると、月1回行われる「誕生日会」と、それ以外に、「ひなまつり」、「七夕会」、「豆まき」等の行事が平均して月1回程あったものと推測される。

従って、行事は1か月に合計2回程度となる。また、1回の行事の時間は1～2時間程度と推測される。

(d) 以上総合すると、この期間の(旧)遊戯室における滞在は、園児によって、又日によって少なからず異なるが、全体として平均して1日最大で2時間であり、これに加えて(旧)遊戯室で行事のある月2回の日は3時間から4時間程度在室していたと想定してよいものと考えられる。

(イ) 昭和60年度以降の保育室としての使用

(a) 改修工事後の昭和60年度からこの部屋は5歳児の保育室として、平成11年度から4歳児の保育室としてそれぞれ使用された。部屋では、他のクラスの保育室と同様に5歳児、後に4歳児がそれぞれ保育され、主としてそれらの年齢の園児が在室した。

但しクラス別に統率のとれた保育がされるものではないから、乳児はほぼ除いて、他の年齢(クラス)の園児もこの部屋に入室することがまれではなかったものと推測される。

(b) 従って、少なくともそれぞれの時期の5歳児又は4歳児は、先に記述した平日の標準時間(1日8時間30分)から戸外遊びの時間を除いた時間は、この(旧)遊戯室に滞在していたと想定できる。

(3) 園職員の滞在時間について

(ア) 園職員の勤務時間と園舎内の滞在時間

- (a) 園職員の勤務は、基本的に平日の午前7時から午後7時までの間、職員ごとに時間差を設けていずれも1日につき8時間勤務する体制としていたとのことであり、それが園舎内の勤務であれば休憩を入れてほぼ9時間滞在することになる。これは土曜もほとんど変わらないが、勤務する職員の人数は少なくなる。

結局、1人の職員について通算すると1日9時間、1週当たり5日又は6日の園舎内滞在日数となる。

但し、これは判明している時期の勤務体制であり、過去さかのぼった時点の勤務の実態は不明である。上記の勤務体制に大きな違いはないものと推測されるが、より長時間園舎内に滞在していた可能性も否定できない。

また、このうち、現場で保育を担当する職員は、戸外遊びのために園児を連れて一緒に園舎外に出ていた時間があり、また、このような職員以外の園長、調理員等の職員の場合には、その職務内容から必ずしも勤務時間中の全時間について園舎内に滞在していたと想定できない。

従って、それらの時間は除外されることになるので、現実には滞在時間は減少する。

- (b) 職員の年間の滞在日数は、園児と同様である。

(イ) (旧)遊戯室の滞在時間

保育担当の職員は原則として園児とともに行動するので、(旧)遊戯室の各滞在時間・日数もほぼ同じとみることができる。

その他の職員が入室する機会はより少なかったものと想定される。

(4) 園舎内の清掃について(参考事項)



とくにアスベスト粉じんの再飛散を招く清掃作業について、各保育室及び(旧)遊戯室その他園児が立ち入る場所は、最低1日に1回はこれが行われていたものと推測される。

また、乳幼児であるので、昼食、おやつの際にも部屋が汚れやすくなり、保育室ではそれぞれの時間後にも部分的に清掃が行われていたものと想定される。

清掃用具は、ほうき、掃除機、モップ等が使用されていたと想定される。

## 5 飛散が生じた事態ごとの事実関係

### A 昭和47年から同59年までの間の自然劣化等による飛散

#### (1) 経年劣化による飛散

園舎の竣工後昭和59年の改修工事までの間の天井及び本件吹付け材の状況は、前記3(3),(5)に説明したとおりである。

この間、この吹付け材の飛散をうかがわせる記録はないが、当初からあるいは時間の経過とともに、視認できないものの飛散が生じたことが推測できる。

この遊戯室の構造は前記3(2)で説明したとおりであり、通常見られるように一定の室内外の換気が行われ、吹付け材付近にも風流が生じていたものと考えられる。

また、地震の際はもちろん、建物及びこの部屋の構造物に振動が生じていたことも否定できない。吹付け材の経年的な劣化に加えて、この風流及び振動の影響によりその表面から飛散があったものと推測される。

#### (2) 人為的な接触による飛散

また、吹付け材に対して、園児らの遊びによるまり・ボールなどの接触、天井の清掃時の用具の接触、行事などの際に展示物や飾り物などを天井付

近まで取り付けはずす際の接触などが日常的にあったことも想定される。

そのような機会にも、一時的、部分的に飛散が生じたことが推測できる。

### (3) 園児等の滞在状況

この間の園児及び園職員の滞在の状況は、前記4のとおりである。

## B 昭和59年改修工事による飛散

### (1) 工事の概要

昭和59年11月から同60年2月まで(記録では、11月16日から2月28日まで)の間、園舎について比較的規模の大きな改修及び増築工事が行われている。工事費は2,500万円とされている。(以上、資料等による。)

増築の主な部分は1階の休憩室、保育室のトイレ等の新設であり、改修は外壁全面及び2階テラス、並びに内部では1階の増築に伴う保育室部分の移動、その周辺部の床、天井、壁の改修と2階の遊戯室の天井の張替(天井板の新設)であった。外部階段に付設されていたすべり台も更新された。その他増築・改修に伴う電気設備、給排水衛生設備の更新も行われた。

本件で問題となる遊戯室の改修は、翌年度より、同部屋の用途がそれまでの園児の遊戯その他催し物・行事等の開催使用から保育室(5歳園児室)としての使用に変更することを目的としたものであり、他の保育室の天井とほぼ同様に、天井の位置を下げこれを石膏ボード(石膏ボード)仕様とするため、天井板を新設する改修が行われたものと推測される。

### (2) 天井板新設の工事内容

(ア) この工事は遊戯室天井全面に化粧石膏ボードを張り付けるものであったが、その天井板を支えるために軽量鉄骨下地(軽天と呼ばれる)が組まれた。

それは、石膏ボードの下地として軽量鉄骨材の野縁と野縁受けが直交して生まれ、それらが野縁受けハンガーを介した吊りボルトによっ

てコンクリートスラブ(それまでの天井面)から吊り下げられるというものであった。

吊りボルトは、コンクリートスラブに打ちこまれたアンカーにねじ込んで納めることになる。

- (イ) 以上の工事の前まで天井面には照明(蛍光灯) 8 基、火災感知器 6 基、スピーカー 2 基とそれらを結ぶ配線(管)が直接取り付けられていた。

そしてこの工事により、同一の設備が新しい天井板に埋込み式で設置された。但し、火災感知器は 2 基となり、それとともに「差動スポット」と呼ばれる機器 2 基がそれまでの天井面(新設の天井板に対して小屋裏部分にあたるコンクリートスラブ面)に付設されている。

また、この工事の際に既存の機器のうち、少なくとも照明機器本体及びスピーカー本体は取り外されたものと推定できるが、他はそのまま放置された可能性もある。詳細は不明である。

以上(ア)及び(イ)の上記の事実は、資料等、資料等、資料等及び資料等によって認めることができる。

- (ウ) この工事の時点で部屋の北側の天井面に、東西方向に、梁に似た位置・形状の一種の下がり壁というべき造作が取り付けられていた。これは資料等及び(昭和47年、昭和59年の工事図面)にはまったく記載がなく、取り付けられた正確な目的、時期、施工過程は不明である。

但し、その材質は木質と推測され、この遊戯室北側を舞台と見立てた場合に舞台前面を上方で仕切る趣旨の意匠にあたりとみることができる。そして取付け時期も、吹付け材の吹付け施工の後とは考えにくいので、昭和47年の新築時から既にあったものと推測される。

この下がり壁が天井板張付け工事に伴って撤去されている。

- (3) 天井板新設工事による吹付け材の剥離・飛散

- (ア) 前記(2)の工事に伴う作業内容から、コンクリートスラブに吹き付け

られた吹付け材が剥離等して飛散したのは、次の6件の作業によるものと推定できる。

コンクリートスラブに設置されていた照明等の機器の取り外しの作業の際の機器に接する周囲の吹付け材の剥離・飛散

「差動スポット」をコンクリートスラブに取り付ける作業の際の飛散

下がり壁の撤去作業の際の周囲の吹付け材の剥離・飛散

軽天を吊るためのアンカーボルトの打ち込み作業による打ち込み位置の吹付け材の飛散

上記の ~ の作業者が作業中にスラブや梁に接触することによる飛散

その後に、軽天を組む作業の作業員、石膏ボード張付け作業の作業員が作業中に同じく接触したことによる飛散

(イ) まず、 の作業による飛散では、少なくとも蛍光灯6基、スピーカー2基は取り外され、その際には吹付け材が飛散したものと推定される。一方、資料等 を見てもこの工事の際に火災感知器がすべて取り外されたかどうかは確認できない。

また、それらの機器を結ぶ配線(若しくは配線を通す配管)については、上記資料等 の写真では吹付け施工の前にスラブ裏側に這わせて配線してあるものが見られ、それが特に配慮なく引きちぎられて撤去され、周囲の吹付け材が剥離している箇所が見られる。従って、このような配線の撤去の際に、一部吹付け材が飛散したことが認められる。

このように、以上の作業によってアスベストが飛散したことが推定される。

(ウ) の作業について、資料等 から2基の差動スポットが設置されたものと推測されるが、それまで設置してあったものをそのまま流用した可能性もあり、作業内容の詳細は前記のとおり不明である。

(エ) の作業における下がり壁は、幅30～40cmで東西約7mの長さで、部屋の両端を接いでいる。資料等 によれば、このスラブに接する見切りの部分付近の吹付け材が剥離しており、下がり壁の撤去作業の際に飛散したことが認められる。

(オ) のアンカーボルトは、軽天を組み吊るす作業の前に、墨出し(施工の位置決め作業)を行って、スラブ面の各吊りボルトの位置に打ち込むものである。

アンカーボルトすなわち吊りボルトの本数であるが、一般にこれらは互いに90cm前後の間隔で取り付けられるといわれる。この間隔は、資料等 その他により、本件の遊戯室においてもほぼ同様であったことがうかがえる。そこで、遊戯室の東西南北の長さ(9.75m×7.0m)から割り出すと、この工事においてスラブ面に90本程度のアンカーボルトを打ち込む作業が行われたと推定できる。この打ち込み作業とその前に行われる墨出し作業によって、吹付け材が剥離あるいは飛散した。

(カ) 上記の から までの作業の順序であるが、 及び は、電気設備の作業者が同時に一括して行ったことが推測される。 の下がり壁の撤去は、別の作業者が行うものであり、 の作業の前又は後に別に行われたとみるのが妥当であるが、これらと並行して作業が行われた可能性もある。

の作業は、 ～ が終了してからとみるのが一般的であるが、そのうち墨出し作業は、 ～ までの作業と並行して行われた可能性もまったく否定することはできない。

(キ) の飛散は、 ～ の作業にあたってそれぞれの作業者が本来の工事の必要なもの以外に、これに付随して、場合によっては意図せずして、吹付け材を剥離させたり、これに接触して飛散させた場合である。

また、これらは高所作業であるから、脚立が使用されたり、足場が組

まれたことが想定され、脚立の移動、足場の組み立て、解体等の際に部材が天井面に接触した可能性もある。

とくに、この工事では新しく天井板が張られ、スラブ部分は見えなくなり、また、吹付け材の吸音機能も不要になることから、それぞれの作業者は天井面の吹付けの仕上げに配慮・留意することなく、いわば無造作に扱いこれに接触等することがあったものと推測される。

資料等 のシミュレーション時の写真によれば、その際に生じたとみられる剥離や傷が存在する。但し、全体の剥離箇所等の位置、その程度は不明である。

(ク) の飛散については、 の場合より少ないとみられるが、作業中に軽天の材料である鉄骨材や石膏ボード等が接触するなどして、吹付け材が飛散した可能性は否定できない。

#### (4) 吹付け材の剥離・飛散の時間

上記 ~ ,及び の各作業に要する時間は、建築関係者その他からの情報提供による一般的な作業時間に基づくと、おおむね次のとおりであったと想定される。

と は、合わせて半日～1日程度

については、1日

について、墨出し作業及びアンカーボルト打込み作業にそれぞれ1～2時間

のうちの軽天の作業は、半日

同じく石膏ボードを取り付ける作業は、半日

以上のうち ~ には、前記のとおり同時並行で行われた可能性がある作業がある。

また、各作業は工程上連続して行われる必要はなく、作業員や資材の手配の関係で、各作業の間に時間的間隔があった可能性もある。但し、この

天井板新設工事は、この59年工事において他の改修工事とは独立した工事であることもあり、他との工程の関係で工事が遷延する事情があったことは、うかがわれない。

建築業者からの情報提供によれば、設計図面等を前提にすると通常10日～2週間ですべての工程を完了するとのことであり、実際にもその程度の期間で工事は終了したものと想定される。

なお、当然のことであるが、これらの作業中のすべての時間にわたって吹付け材が剥離、飛散していた訳ではなく、その態様からして、それぞれの剥離・飛散はわずかの時間で間欠的に生じたものと推定できる。

しかし、現場において1日に1回程度は清掃をするだけであろうから、剥離して床に落下しあるいは滞留したアスベストが、これにより再飛散している。

いずれにしろ、本件工事中の作業については、直接実情を示す資料や情報が見当たらず、以上の一般的な想定を前提として適切な仮定ないし条件を設定し、大気中への影響評価をせざるを得ない。

#### (5) 工事中の園児及び園職員の行動

(ア) 本件工事中、保育がどのような場所でどのように行われていたかについて、明らかにする資料や情報は見当たらない。

但し、工事期間中、例えば、中庭などに仮の園舎を建てて保育した、他の施設を利用した、あるいは一部の園児について保育を休止するなどの対応策が採られたといった情報は存在せず、従って、工事と並行して園舎においてそのまま保育がされていた可能性が高い。

ところで、本件工事の内容は前記したとおりで、大要、 外壁等の外装関係の改修、 1階主要部分の増築・改修、 本件の遊戯室天井板新設となる。

資料等 及び建築業者からの情報提供によれば、前記のとおり、 遊

遊戯室天井板新設工事は2週間程度で終了する工事であるが、その他の  
と の工事は、その規模から通常工期の3ヶ月一杯を要するとされる。  
すると工事期間中2階の各保育室を、 の工事をしない間の遊戯  
室を含めて、使用し、その上で、1階についても可能な限り の工事  
の現場の範囲を分割して区切り、これを順次施工していく方法により  
施工前と施工後の区画を保育室等として使用することによって、極力  
使用できる部屋と期間を確保して並行的に保育を行ったことが想定さ  
れる。

の外装関係の工事も、園児等の出入りに支障がないように必要な開  
口部を確保することによって、並行した保育を可能にしたことが想定  
される。

- (イ) 以上のとおり、並行して保育が行われていたことを前提とすると、こ  
の遊戯室の天井板新設工事の期間中、他の保育室その他園舎内に園児  
が在園して保育され、職員も在園していたことが想定される。そして、  
遊戯室の工事が1階の工事期間中に先行して終了している場合には、  
その間遊戯室が通常の保育室として使用され、他の保育室と同様に特  
定の園児が常時在室していたことが想定される。

このような園舎内で工事と並行して保育が行われた場合、前述した保  
育の1日のプログラムは変更された可能性が高く、保育時間の短縮、  
戸外での保育時間の拡大などがされたことが考えられる(但し、後者は  
工事が冬期に行われていることを考慮しなければならない)が、その点  
の具体的な情報はない。

- (ウ) なお、本件工事の規模の大きさ、限られた工期、また作業によって在  
園する乳幼児への物理的な危険が生じ得る工事であるといった事情か  
ら、園舎内で保育が行われている下で工事を進めることにはかなりの  
困難が伴い、園舎内で並行的に保育が行われたとみることはきわめて



困難であるとの見方も存在する。

そのような事実から、この工事期間中、他の場所で保育が行われていた可能性もまったく否定することはできない。

(6) 吹付け材の流出・拡散にかかわる事実

天井面から飛散した吹付け材あるいは含有するアスベストは、開放された開口部若しくはその窓や戸の隙間を通して、遊戯室から園舎内の他の部屋・空間及び園舎外の屋外に流出して拡散する。

建築業者からの情報提供によれば、工事期間中冬期ではあるものの、作業が行われた遊戯室の屋外と接する窓等は開放しておくことが通例であるとされるので、本件もそのような状態であったことが想定できる。屋内に通じる戸は閉められていたことが推定できるが、開放されて作業されていた可能性もまったく否定することはできない。

また、作業や工事関係者の出入り、廃棄材の搬出、資材の搬入等は、工事箇所から直接屋外(2階テラス～外部階段)との間で行ったものと想定されるが、場合によって屋内(園舎内)を利用し通った可能性もあり、その場合は、屋内に通じる戸が一定時間開放されたことが想定できる。

出入り等の経路を含め、いずれも具体的に開放された時間や頻度を示す資料や情報は得られなかった。

C 昭和60年から平成17年まで天井板の隙間を介しての自然的な飛散

昭和59年から60年にかけて(旧)遊戯室は天井板新設工事が行われ、吹付け仕上げされた剥き出し状態の天井(コンクリートスラブ)は、石膏ボード天井板の設置によって遮蔽されることになった。

従って、これによりAで特定したように、仕上げ面の吹付け材に対する人為的な接触等による飛散はなくなったものと推定でき、また、天井裏のほぼ密閉された状態で風流の影響もほとんどなくなったものとみてよいと考えら

れる。

しかし、振動その他経年劣化による吹付け材の剥離・浮遊は、依然と生じていたことが推測される。

この天井裏内で浮遊・落下した吹付け材若しくはアスベストが、天井板である石膏ボードのボードとボード、あるいはボードと壁面との間、照明器具等の設備の取付け部分の各隙間から、天井板下の室内に流出し拡散する可能性がある。

とくに、吹付け材のクリソタイル含有の可能性が判明した直後の平成17年11月22日、23日に、天井裏の吹付け材の飛散を防止するためとして天井へ石膏ボードの張付け及び目地などを目張り(シーリング)補強する工事(但し、その工事の詳細は不明)が行われていたとされているので、それ以前は、外観上何らかの、天井板を介した飛散が予測できるような状態になっていたことが推認できる。

なお、資料等 その他によると、天井板に点検口あるいは通気孔の類のものが設けられていた事実はうかがわれない。

#### D 平成11年から同17年度までの(旧)遊戯室内の断続的な雨漏りによる飛散

##### (1) 関係する資料等について

園舎では、(旧)遊戯室を含め1,2階の保育室、トイレ、階段などで雨漏りが発生していたが、これに関しては、資料等(平成16年度4月分、10月分の園日誌)、資料等(平成19年2月実施の元職員による調査票)、及び資料等(ア・センターによる当時の職員、保護者からのヒアリング結果)が存在する。

また、当委員会リスク評価部会で直接事情聴取した当時の職員からも、雨漏りについて記憶している内容を聞いた(その内容は、資料等のとおり)。

但し、残されている園日誌はごく一部であり、しかも必ず雨漏りの有無の事実が記載されているものではない。調査票も一部の当時の職員のものであり過去の記憶に基づくものであるから、内容が明確ではなく相互に食い違いもある。

他に雨漏り対策のための修繕・防水工事が行われた事実を示す資料(資料等 及び )もあるが、小規模な修繕作業を含めたすべての記録が残っている訳ではない。

従って、雨漏りの規模、程度、頻度等の正確なあるいは明確な情報は得られていない。

## (2) 判明している雨漏りの状況

その上で、上記資料から明らかにできる事実は、次のとおりである。

園舎内の雨漏りは遅くとも平成7年頃から始まっており、(旧)遊戯室については元職員の記憶として平成11年から発生していると報告されているから、遅くともこの頃から発生したと想定できる。

雨漏りの現象は、「壁や天井にカビがはえ黒いシミができていた」「天井からポタポタと雨滴が落ちていた」「雨水はタライやバケツ、雑巾で受けていた」「床に水滴のあとがあった」「水滴で床がすべりやすかった」などというものである。

元職員の記憶によると、雨漏りした場所については、部屋の北側付近や南側の出入り口近くであったとされる。

園舎の雨漏りに対する修繕・防水工事は、少なくとも平成15年3月と平成18年2～3月に行われている。但し、前者の修繕工事の対象として(旧)遊戯室は含まれていない。

また、当時の職員の記憶によれば、(旧)遊戯室について平成13,4年頃業者による壁紙の貼替工事を行ったとされる。

雨漏りは、上記18年2月の防水工事以降はその報告はなく、同工事の

時点まで続いてその後は止んだものと推測される。

### (3) 園児等の滞在状況

この間の園児等の滞在状況は、前記4のとおりである。

但し、雨漏りが生じている日は雨天であることが一般的なため、園児等は戸外で遊ぶことは少なく、園舎内の滞在時間は終日となったことが想定される。

また、(旧)遊戯室には、園児らが使用するぬいぐるみ、ふとん等が置いてあり、これが雨漏りにより雨水を含み漏れていた事実が認められる。

## E 平成16年天井裏点検のため天井板を外した際の飛散

### (1) 取外し行為の態様

この作業の内容について参照できる資料としては、実際に取外し行為を行った園職員からの事情聴取記録(資料等 )があり、又、当委員会においても同職員から直接聴取を行った(その結果は資料等 )。そのほか園内で作成され保管されていた園日誌(資料等 )や平成19年2月に他の(元)職員から集められ記憶に基づいて記載された調査票(資料等 )がある。

しかし、それぞれの資料は細部に食い違いがあったり、詳細が不明の部分も多くある。

以下、以上の聴取等の結果に基づき、場合によって一定の合理的な推測を行って行為の態様をまとめると、次のとおりになる。

天井裏を点検しようとした目的は、(旧)遊戯室においても雨漏りがひどく、天井裏の状況を確認しておきたいと考えたものであった。

この作業は、1人又は2人の園職員によって行った。

天井板である石膏ボード1枚を、取り付けであるネジを回して外した。

取り外した天井板の大きさは、資料等 によれば90cm×60cmであったと

される。

取り外した天井板の上(裏側)には固形状又は綿状の吹付け材が落ちており、これをほうきで床に掃き落したか若しくはそのまま掃き集めた。

外した天井板を床まで降ろしたかどうかは、その可能性はあるものの実情は不明である。

取り外した開口部の周辺の天井裏にも同様に吹付け材が落ちていたので、手の届く範囲で、ほうきで掃き取った。

資料等 によれば、 で掃き集めるなどした吹付け材はビニール袋に入れゴミ箱に捨てたとされているが、当時は吹付け材のアスベストにまったく関心、注意が払われておらず、もっぱら雨漏りの調査のためにこの作業が行われているところから、集められた吹付け材は上記のとおり処理されたものと推測される。

また、作業後床の吹付け材は掃き取り、雑巾がけをした。

掃き取った吹付け材は、そのままゴミ箱に捨てられたものと推測される。

## (2) 行為の時期、時間、場所などについて

(ア) これまで、この作業については平成16年4月から6月の間に行われたとされてきた。しかし、園日誌(資料等 )によれば、日付は不明であるが4月分の欄外の記載欄にこの取外し行為が記録されていること、又、当該職員の当委員会による聴取結果(資料等 )からも同職員は年度初めに近い時期にこれを行ったとの記憶であることがうかがえるから、時期は同年4月頃と推認される。

(イ) また、作業の時間は天井板を外すのに10分位で、全体で30分から60分程度であったとされる。

但し、この取り外し行為は天井裏の点検が目的であったから、以上の時間には単なる目視点検の時間や点検後の天井板取付け作業等の、吹付け材飛散とは無関係な時間も含まれているものと推測される。

- (ウ) 取外し行為が行われたのは保育が行われる平日又は土曜日であり、時刻は、このような取外し作業の性質上、保育が開始される前の早朝か少なくとも朝又は夕方の延長保育の時間であったことが想定される。後述のとおり作業時に室内に園児あるいは保護者がいたとされるので、後者の時間内であることが推測される。
- (エ) 天井板を外した場所は、当時雨漏りがひどかったこの(旧)遊戯室の最も北東側に位置する天井であり、後の平成19年3月10日にニチアス株がアスベスト含有量の調査を目的として試料採取のために天井板を取り外した時と同一の箇所であった。
- (3) 天井板裏に落下・滞留していた吹付け材の量
- (ア) この吹付け材の量について職員の聴取結果(資料等 )によれば、同職員は「天井裏の量は多かった」「吹付け材は結構落ちていた」「ぼこぼこ落ちていた」「塊はこぶし大まではない大きさだった」「天井裏をのぞいて南側を見た時、結構落ちていた」「天井裏を掃き取った時はほこりっぽく感じた」と表現して記憶の内容を述べており、後に平成19年8月の写真(資料等 )(但し、これは撮影された場所が異なる)や、平成19年3月の写真(資料等 )における天井裏よりも多くの吹付け材が落下していたと述べている。
- (イ) 現在、当時の天井裏を撮影した写真が残っているのは、上記の資料等 , であり、双方はその撮影地点は異なるが、吹付け材の落下状況は大きな差異はなく、とりたてて多いとはいえない。その結果、中皮腫・じん肺・アスベストのシミュレーション実験による気中石綿濃度調査結果においても飛散による環境濃度は危険がないものと評価されている。
- 次に述べるように、この平成16年後も4回にわたって天井板が外されているが、その際に天井の裏側が清掃されたとの事実は見当たらないし、一般に、他の機会にあえてそのような作業あるいは行為が行わ

れたと想定することも困難である。

しかし、より多くの吹付け材が落下している状況を撮影した写真を見たことがあるとのアスベスト対策報告会における保護者の発言(資料等)があり、その内容は具体的でもあるので、当委員会としては、平成16年の取外し行為時の吹付け材の量は、前記の聴取結果(資料等)において表現されている状況(平成19年8月の前記資料等の写真の状況よりも多い量であったとされる上記の状況)を前提にして飛散量を評価するのが相当であると判断した。

#### (4) 取外し行為の際の園児等の在園状況

職員からの事情聴取結果(資料等)によれば、この行為の際、この(旧)遊戯室には4,5名ないし5,6名の園児がいたとされている。前述のとおりこれは朝の延長保育時間内のことであったと想定されるから、同室を含め園舎内の各保育室に一定の人数の園児及び職員が滞在していたものと推測される。

### F 平成17年天井裏点検のため天井板を外した際の飛散

#### (1) 取外し行為の態様

この作業内容について参照できた資料としては、取外し行為を行った園職員からの事情聴取記録(資料等)と当委員会が行った同職員からの事情聴取の結果(資料等)であるが、明確でない部分も多い。

判明している内容をまとめると、以下のとおりである。

この取外しも同じく雨漏り対策として、外壁等の防水工事に伴って天井裏の状況を調査することが目的であった。依然として、吹付け材のアスベストに対する危険性の認識はない状態で作業を行った。

なお、実際の園舎の防水工事は、翌年の平成18年2月から3月にかけて行われている。

この作業は2名の園職員によって行った。うち1名は、Dの作業をした者と同一である。

Eと同様に、天井板1枚を外して天井裏の状況を目視で確認した。

この取外しの際には、天井板裏側や天井裏を掃くことはしなかったものと想定される。

但し、作業後床を雑巾がけしたとされる。

(2) 行為の時期、時間、場所などについて

作業は、平成17年の4月から6月頃までの間に行われたとされる。作業中室内に園児がいたということであるので、Dと同じく平日又は土曜日の朝又は夕方の延長保育の時間に行われたものと想定される。

取り外していた時間は、20分程度とされている。

取り外した天井板の位置は、Eと同一である。

(3) 滞留吹付け材の量

すでに、Eの作業の際に、天井裏及び周辺の天井裏に滞留していた吹付け材は一応掃き取られているので、この時の飛散量は、Eの時よりも少ないものと推測される。

(4) 園児等の滞在状況等

この作業の際に、室内には1,2名の園児又は保護者が在室していたとされる。この(旧)遊戯室及び園舎内の他の保育室に一定の人数の園児がいたものと推測される。

G 平成17年8月17日の天井板取外し行為の際の飛散

(1) 取外し行為の態様

この作業内容について参照できた資料等はFと同じであるが、判明している事実は限られている。

その内容は、次のとおりである。



市庁舎内に設置されたアスベスト問題対策会議の決定により、公共施設における吹付け仕上げ材の調査を行うことになり、そのために当保育園においてもその作業を行った。

従って、これは、吹付け材に一定の危険性がある可能性があることが認識された上で行われたものであった。

作業は2名の園職員によって行われたものと推測される。

うち1名は、EおよびFの作業をした者と同一である。

E、Fと同一の位置の天井板1枚のビスを外し、10cm程、1分間の間ずらして、天井裏に手を入れ吹付け材の一部をサンプルとして採取したと説明されている。

しかし、作業内容からして、ずらしたのは10cmを超えており、開けられていた時間も少なくとも数分程度であったことが想定される。そして、その間に天井裏に落ちている吹付け材を確認して採取したものと想定される。

この作業中、(旧)遊戯室に園児等は滞在していたか否かはその人数も含め不明である。

## (2) 行為の時間、園児等の滞在状況等

この作業の日は、火曜日であり保育が行われている日であるが、その時刻は不明である。

また、作業時に園舎内の他の保育室等に園児、職員が滞在していたと推定されるが、実情は不明である。

この時、採取したサンプルを、園舎内の園児がいる場所のごく近くを、とくに飛散を防ぐ手立てもせずに手に持ち運んでいたとの事実が指摘されている。これは、当時の関係者の意識や状況からして十分あり得る事態であり、そのような事実があったことが想定できる。但し、資料等を含め収集した資料等からは、この事実を直接うかがわせるものは見当たらず、

実情は不明である。

また、採取した吹付け材のサンプルがその後どのように扱われ、処理されたかも不明である。その後に、吹付け材のアスベスト含有状況の調査が行われているが、そのための試料は、同年11月21日に、あらためて調査業者(ミサワ建設㈱)によって天井裏から採取されている。

## H 平成17年8月19日の天井板取外し行為の際の飛散

### (1) 取外し行為の態様

この作業内容について参照できた資料は、資料等 の事情聴取結果のみである。

判明している事実は、次のとおりである。

この時の作業は、市の児童福祉課職員2名と園の職員1名が立会い、行っている。

園職員は、Gの作業を行った者のうちの1名と同一である。

取り外した場所は、これまでのE～Gの時と異なる。部屋の南側の天井の可能性はあるが、明確な位置は不明である。

作業としては、ビスを外して、天井板をずらし天井裏をのぞきその状況を目視調査したものと想定される。

この調査の目的は判然としていないが、これまでのE～Gにおける天井裏の状況の報告を受けて、あらためて(旧)遊戯室の他の箇所の天井裏の状況を把握するために行われたものと想定される。

この調査作業中、少なくとも(旧)遊戯室には園児等はいなかったものと想定される。

### (2) 作業の時間、園児等の滞在状況等

この作業日は、金曜日で保育が行われている日であるが、作業が行われた時刻は不明である。また、この時の天井板を取外し若しくは天井板を

ずらしていた時間及びその程度等の詳細も不明である。

園舎内保育室等に園児等が滞在していた可能性はあるが、これも実情は不明である。

## I 平成17年11月21日ミヤマ建設(株)の試料採取に伴う飛散

### (1) 作業の態様

この試料採取作業に関する資料は、乏しい。

採取した試料によりアスベスト成分の分析結果は明らかになっているが、採取作業の状況は、写真2枚(資料等)が残されているのみである。

その写真を含めこの作業について想定できる事実は、次のとおりである。

依然として吹付け材にアスベストが含有しているか不明な状況下で、この採取作業が行われている。

作業場所の周囲は養生がされておらず、従って、採取は吹き付けられている吹付け材について行われているから、そのはがす際の吹付け材若しくは天井裏に落下している吹付け材が室内に飛散するような状況の下で作業が行われたといえる。

天井板は、石膏ボード1枚が取り外されて行われている。位置は、(旧)遊戯室の北西側隅である。

### (2) 作業の時間、園児等の滞在状況等

この作業の日は月曜日で、保育のある日であるが、少なくとも延長保育時間内に作業を行ったものと推測され、(旧)遊戯室には園児等はいなかったものと推測される。他の保育室等園舎内には園児等が滞在していたものと想定される。

## J 飛散の事態の発生による吹付け材の経口ばく露(消化器官での吸収)

以上あげてきた飛散の事態は、すべて大気中に飛散したアスベストを経口により健康影響の可能性のある園児等の呼吸器への到達を前提にして、その事態の内容を特定してきた。

ところで、吹付け材は大気中に飛散・滞留した後、それが沈降等して室内の床、家具、園舎内の各種設備、ふとん、おもちゃ、人形(ぬいぐるみ)等に付着・定着することが想定できる。そして、園児はこれに接触して直接口をつけてなめたり、あるいは接触した手指をそのままなめる等の行為をしたことが推測される。

また、大気中の吹付け材が混入した水を含む飲料、食品類をそのまま摂取したことも推測される。この場合、アスベストは人の消化器官に到達して体内に吸収されることが推測される。

以上を前提に、この場合の健康影響の可能性も検討する必要がある。